

垂井町第7次総合計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、垂井町第7次総合計画策定業務（以下「本業務」という。）の委託にあたり、民間の高度な専門知識や技術等を活用した企画について、幅広く提案を受けるために、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価する公募型プロポーザル方式により、最も適切な者を本業務の受注者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

垂井町第7次総合計画策定業務

(2) 発注者

垂井町

(3) 委託業務内容

別添業務委託仕様書のとおり

(4) 委託業務期間

契約締結の日から令和10年3月24日まで

(5) 委託料

事業費限度額 20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) 名称

垂井町第7次総合計画策定業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 募集方法

公募型プロポーザル

(3) 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

単独の法人等にあたっては、下記のすべての要件を満たす必要があり、共同体にあたっては、代表構成員を含むすべての構成員が下記のすべての要件を満たしていること。

ア 令和8年度の垂井町入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領に基づく入札指名停止措置の対象となっている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

オ 暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

ク 納税義務者であって、国税又は地方税を滞納している者

ケ 労働基準法ほか労働関係法令を遵守していない者

コ 役員(監査役又は監事を含む。)のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- ・ 破産者で復権を得ていない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・ 暴力団の構成員等

(4) 審査方法

審査は、町が別で定める委員により組織された「垂井町第7次総合計画策定業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が、提出書類及びプレゼンテーションの審査を経て、最適な受注候補者を選定するものとする。

(5) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、最適な受注候補者を選定するため、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものである。本業務は、契約締結後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ着手するものとする。

(6) 事務局

垂井町役場企画調整課企画係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11

電話 0584-22-1152(直通) FAX 0584-22-5180

E-mail : kikaku@town.tarui.lg.jp

4 プロポーザルの日程

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) プロポーザル実施要領等の配布 | 令和8年5月1日(金) |
| (2) 参加表明書等の提出期限 | 令和8年5月18日(月) |

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (3) プロポーザルに係る質問書の提出期限 | 令和8年5月18日(月) |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年5月29日(金) |
| (5) プレゼンテーション・ヒアリング・審査・受注候補者の選定 | 令和8年6月上旬(予定) |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年6月上旬(予定) |

5 プロポーザルの事務手順

- (1) プロポーザル実施要領等の配付
 - ア 配付期間
令和8年5月1日(金)から5月15日(金)まで
 - イ 配付場所
事務局の窓口又は垂井町ホームページからダウンロードすること。
なお、事務局での配付は、午前9時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日は除く。)とする。
 - ウ 配付書類
 - (ア) 垂井町第7次総合計画策定業務実施要領
 - (イ) 様式集
 - (ウ) 垂井町第7次総合計画策定業務委託仕様書
- (2) 参加表明書等の受付
 - ア 参加表明書等
プロポーザル参加希望者は、「参加表明書」(様式1)及び「企業概要書」(様式2)を作成し、次のとおり提出すること。
 - イ 参加表明書等の提出先及び方法
 - (ア) 提出先
事務局
 - (イ) 提出期限
令和8年5月18日(月) 午後5時必着
 - (ウ) 提出方法
持参、簡易書留郵便による郵送又は電子メールとする。
ただし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日は除く。)とする。
 - (エ) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和8年5月25日(月)までに、任意様式で「辞退届」を提出すること。
- (3) 質問書
参加表明書提出者からのプロポーザル等に関する質問は、次により電子メールで受け付ける。
 - ア 受付期限
令和8年5月18日(月)午後5時まで
 - イ 電子メールの件名

「垂井町第7次総合計画策定業務プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 提出方法

質問書（様式3）に記載し、電子メールに添付して提出すること。

エ 提出先

E-mail : kikaku@town.tarui.lg.jp

オ 質問に対する回答

回答は、令和8年5月19日（火）に垂井町ホームページにて公開する。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（A4版縦使い、片面4枚以内とし、紙面構成は自由とする。）

イ 同種業務実績書（様式4）

ウ 配置予定技術者調書（様式5-1、様式5-2）

エ 業務見積書（消費税込）

※仕様書の業務内容の内訳が分かるように見積もること。

オ 共同体協定書（様式6-1）、共同体委任状（様式6-2）

※共同体の場合のみ提出すること。

(5) 提出部数（左綴じA4版とすること）

アから順番に揃え、白紙の表紙を加えて、左部上部を1点クリップ止めとし10部提出すること。

(6) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで

(7) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送すること。）

(8) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、内容を総合的に評価した上で、受注候補者を選定する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

① 日時：令和8年6月中旬（予定）

② 場所：垂井町役場庁舎（予定）

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、対象事業者に後日別途通知する。

ウ 審査内容等

① 審査に求める内容は、提案を補足するプレゼンテーション及び審査委員会委員からの質疑応答とする。

② 審査会場への入場者は、1提案者3名以内とし、プレゼンテーションの時間は20分以内、その後の質疑応答は10分程度とする。

③ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行う。

④ ヒアリングは、非公開とする。

- ⑤ プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクターは当方で準備するが、パソコンは各自で準備すること（必ず使用しなければならないものではない。）。
 - ⑥ パワーポイント等を使用した説明は認めるが、使用する説明資料は事前に提出された提案の内容のみとし、資料の追加配布や差し替えは認めない。
- (9) 受注候補者の選定
- ア 審査委員会は、評価得点の高い者から順位を定め、最高得点を得た者を受注候補者として選定する。
 - イ 評価得点が同点となった場合は、審査委員会委員長の評価得点が上位の者を受注候補者として選定する。
- (10) 審査結果の発表
- 審査結果は、速やかにすべての参加者に書面により通知する。なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。
- (11) 評価基準
- 評価項目、評価事項、配点については、別紙のとおりとする。

6 経費の負担

参加表明書及び提案の作成に要した費用、旅費その他プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

7 本業務委託契約

審査により決定した受注候補者を本業務の随意契約に係る見積徴取の相手方とするものとし、詳細な業務内容及び契約条件について、発注者と協議・合意したのちに委託契約を締結する。

ただし、受注候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合については、次点者を見積書徴取の相手方とするものとする。

なお、契約締結時までには、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととし、この場合、垂井町は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

8 その他

(1) 失格

- ア 提出書類に虚偽の記載をした者
- イ プロポーザル実施要領で与えられた諸条件に違反した者
- ウ プロポーザル実施要領に定める手続き以外で、審査委員又は関係者から直接又は間接を問わず、本プロポーザルに関する連絡を求めた者又は援助を受けた者

(2) その他

- ア 本提案において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に

よるものとする。

- イ 提出書類は、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ウ 提出された提案等は返却しない。
- エ 共同体が提案者となる場合は、企画提案書等において、共同体を構成する法人等が委託業務を行う上で果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、代表となる法人等が応募手続を行い、対応窓口となること。
- オ 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- カ 審査結果については、審査内容に関する問い合わせ、異議申立て等には一切応じない。